

平成25年6月遠野市議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月14日（金曜日）

議事日程 第4号

平成25年6月14日（金曜日）午後2時開議

- 第1 議案第33号 平成24年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第2 議案第34号 遠野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第3 議案第35号 遠野市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第4 議案第36号 遠野市重要文化財千葉家住宅条例の制定について
- 第5 議案第37号 遠野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第38号 財産の取得について
- 第7 議案第39号 財産の取得について
- 第8 議案第40号 財産の取得について
- 第9 議案第41号 平成25年度遠野市一般会計補正予算（第1号）
- 第10 請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願
- 第11 発議案第6号 解雇の自由化など労働者保護の規制緩和に反対する意見書の提出について
- 第12 発議案第7号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書の提出について
- 第13 発議案第8号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について
- 第14 発議案第9号 少人数学級の定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について
- 第15 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 1 日程第1 議案第33号 平成24年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてから、
日程第9 議案第41号 平成25年度遠野市一般会計補正予算（第1号）まで。
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 2 日程第10 請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 3 日程第11 発議案第6号 解雇の自由化など労働者保護の規制緩和に反対する意見書の提出についてから、
日程第14 発議案第9号 少人数学級の定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてまで。
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 4 日程第15 議員派遣について
- 5 閉 会

出席議員（20名）

- | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 萩 | 野 | 幸 | 弘 | 君 | | |
| 2 | 番 | 瀧 | 本 | 孝 | 一 | 君 | | |
| 3 | 番 | 多 | 田 | | 勉 | 君 | | |
| 4 | 番 | 菊 | 池 | 由 | 紀 | 夫 | 君 | |
| 5 | 番 | 佐 | 々 | 木 | 大 | 三 | 郎 | 君 |
| 6 | 番 | 菊 | 池 | 巳 | 喜 | 男 | 君 | |
| 7 | 番 | 照 | 井 | 文 | 雄 | 君 | | |
| 8 | 番 | 荒 | 川 | 栄 | 悦 | 君 | | |
| 9 | 番 | 菊 | 池 | | 充 | 君 | | |
| 10 | 番 | 瀧 | 澤 | 征 | 幸 | 君 | | |
| 11 | 番 | 小 | 松 | 大 | 成 | 君 | | |
| 12 | 番 | 織 | 笠 | 孝 | 之 | 君 | | |
| 13 | 番 | 菊 | 池 | 邦 | 夫 | 君 | | |
| 14 | 番 | 菊 | 池 | 民 | 彌 | 君 | | |
| 15 | 番 | 佐 | 々 | 木 | | 讓 | 君 | |
| 16 | 番 | 多 | 田 | 誠 | 一 | 君 | | |

17	番	安	部	重	幸	君
18	番	石	橋	達	八	君
19	番	浅	沼	幸	雄	君
20	番	新	田	勝	見	君

欠席議員

なし

事務局職員出席者

事務局	長	奥	瀬	好	宏	君
次	長	伊	藤		慎	君
主	査	及	川	憲	司	君

説明のため出席した者

市	長	本	田	敏	秋	君
副	市	及	川	増	徳	君
経営企画部	長	菊	池	文	正	君
経営企画部まちづくり再生担当部長		飛	内	雅	之	君
総務部長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長		菊	池	保	夫	君
健康福祉部長兼健康福祉の里所長兼地域包括支援センター所長		荻	野		優	君
健康福祉部保健医療担当部長		菊	池	永	菜	君
産業振興部長兼S1停車場プロジェクト推進室長		鈴	木	惣	喜	君
農林畜産部長		大	里	政	純	君
環境整備部長		遊	田	啓	悦	君
遠野文化研究センター部長兼図書館長兼博物館長		小	向	孝	子	君
市民センター所長		古	川		憲	君
教育部長兼子育て総合支援センター所長兼総合食育センター所長		菊	池	幸	市	君
宮守総合支所長		多	田	博	子	君
消 防 長		谷	地	孝	敏	君
教育委員会委員長		似	内	宏	和	君
教 育 長		藤	澤	俊	明	君
選挙管理委員長		藤	村	正	子	君
代表監査委員		佐	藤	サ	ヨ	子
農業委員会会長		北	湯	口	進	君

午後 2 時00分 開議

○議長（新田勝見君） 御苦労様です。これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（新田勝見君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

予算等審査特別委員長から委員会審査報告書が、教育民生常任委員長から請願審査報告書がそれぞれ提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、発議案4件が提出されましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から平成25年度工事監査結果報告書1件を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議員の派遣についての資料をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第33号平成24年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第9議案第41号平成25年度遠野市一般会計予算（第1号）まで。

○議長（新田勝見君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第33号平成24年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第9、議案第41号平成25年度遠野市一般会計予算（第1号）までの9件を一括議題といたします。

各案件に関し、委員長の報告を求めます。

予算等審査特別委員長、多田誠一君。

[予算等審査特別委員長多田誠一君登壇]

○予算等審査特別委員長（多田誠一君） 委員長報告を行います。

平成25年6月遠野市議会定例会において、予算等審査特別委員会が設置され、委員長に不肖私が、副委員長に荒川栄悦君が互選されました。

これより審査の経過と結果について御報告いたします。本委員会に付託されました案件は、議案第33号平成24年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めること

についてから議案第41号平成25年度遠野市一般会計補正予算（第1号）までの9件であります。

審査の中で、議案第33号平成24年度遠野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについては、歳入では、過疎集落等自立再生緊急対策事業費交付金の減についてなど、歳出では道路整備等についての市民からの要望に対する回答のあり方についてなど、繰越明許費の補正では、繰越明許費の考え方についてなど、議案第36号遠野市重要文化財千葉家住宅条例の制定については、景観を考慮した財産の管理についてなど、議案第38号財産の取得については、稼働率の低い重機の導入についてなど、議案第40号財産の取得については、取得する立竹林の管理体制などについて、議案第41号平成25年度遠野市一般会計補正予算（第1号）については、歳入では地域づくりサポート業務委託料返還金についてなど、歳出では2款総務費では、市民協働推進事業について、公用車の事故についてなど、3款民生費では、介護施設入居者への虐待の把握と対応について、法改正による生活保護者への影響についてなど、4款衛生費では、汚染牧草を焼却する際の地域の把握についてなど、6款農林水産業費では、原木シイタケの出荷自粛に対する対応について、水不足による水稲作付への影響調査について、農地集積協力金事業についてなど、8款土木費では、国道340号土淵バイパス開通記念イベントについてなど、10款教育費では、スクールバスの管理状況及び運行についてなど、活発な質疑が行われました。

審査の結果、議案第33号から議案第41号までの9件については、全員の賛成をもって、原案のとおり可決されました。

本委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、概要の報告にとどめ、審査の詳細については、省略させていただきます。

以上、委員各位の御協力に感謝申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（新田勝見君） これより、委員長報告

に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第33号から議案第41号までの9件を一括して採決いたします。

各案件の委員長報告は可決であります。各案件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第33号から議案第41号までの9件については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（新田勝見君） 暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（新田勝見君） 会議を再開します。

日程第10 請願第3号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願

○議長（新田勝見君） 日程第10、請願第3号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、菊池巳喜男君。

〔教育民生常任委員長菊池巳喜男君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池巳喜男君） 去る6月7日に開会された平成25年6月遠野市議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました請願第3号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願についての審査結果を報告いたします。

6月10日、当常任委員会を開催し、審査をいたしました。その結果、請願の趣旨を了とし、全会一致をもって採択となりました。

以上であります。

○議長（新田勝見君） これより、委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、請願第3号を採決いたします。

本請願に対し、委員長報告は採択であります。本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第11 発議案第6号雇用の自由化など労働者保護の規制緩和に反対する意見書の提出について

○議長（新田勝見君） 日程第11、発議第6号雇用の自由化など労働者保護の規制緩和に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番佐々木譲君。

〔15番佐々木譲君登壇〕

○15番（佐々木譲君） 解雇の自由化など労働者保護の規制緩和に反対する意見書を説明いたします。

安倍政権は、いわゆる「アベノミクス」3本の矢の三つ目として、6月にも成長戦略を取りまとめ、その内容を骨太方針に盛り込むことを予定して、政府の経済財政諮問会議や産業競争力会議、規制改革会議での議論が進められています。

その中では、持続的な成長を実現するためには、労働市場改革や雇用制度改革が必要不可欠

であるとして、「雇用維持型の解雇ルールから労働移動型ルールへの転換」をうたい、「限定性社員」の導入、解雇を原則自由にするような労働契約法の改正、再就職支援金を支払うことで解雇できるルールづくり（解雇の金銭解決制度）などが提案されております。また、一定の年収以上の人について、労働時間を管理しなくても良い「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入や派遣法のさらなる緩和、労働時間規制緩和なども取り上げられております。

「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、違法な解雇であっても、労働者は職場に戻れなくなってしまう。また、「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入によって、何時間残業しても残業代が支払われなくても良くなる。どれだけ働いても、残業代が支払われなくなるだけでなく、実労働時間が把握されなくなり、過労死にもつながる長時間労働に拍車がかかりかねない。派遣法を規制緩和の方向に舵を切るとは、派遣労働者の雇用不安定を、まともや増大させることにつながりかねない。

「成長戦略」の名のもとに、働く者の雇用をおびやかすような労働者保護の規制緩和（解雇規制や労働時間規制などの緩和）をすることは認められない。

しかも、こうした論議が行われている「産業競争力会議」や「規制改革会議」などは、使用者側を中心とした人員で構成されており、労働者側のメンバーは一人も含まれていない。労働者、労働組合の意見や利益を代弁する立場にある者抜きに、労働の現場や実態を全く知らない使用者の論理で議論が進められている。

今我が国に求められているのは、不安定雇用の過酷な長時間労働の撲滅、是正、労使の労働条件を実質的に見て、対等に決定できる仕組みの構築である。またブラック企業といわれるような労働関係法規を遵守しない使用者に法の遵守を徹底的にさせる仕組みの構築である。更には、労働法を国民社会に浸透させるための学校、地域、職域、その他で行われる労働者教育を推進する施策の構築である。労働者保護を後退さ

せ、格差社会を拡大させる姿勢は極めて問題であり、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことなど決して許されるものではない。

記、1、使用者側に立った法制度ではなく働く人の立場に立った、本来の労働者保護の法制度と理念を維持すべきであること。2、労働者保護の規制緩和について、成長戦略（6月まとめ予定）には盛り込まず、働く人の代表を含めて議論のやり直しを行うこと。3、人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件を実現できるこれらの施策の構築のための議論を行い、その実現がされるべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日、岩手県遠野市議会議長新田勝見、内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣田村憲久様。

以上です。

○議長（新田勝見君） これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりまして発議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第6号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立多数であります。よって、発議案第6号は、原案

のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第6号

雇用の自由化など労働者保護の規制緩和に反対する意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年6月11日

遠野市議会議長 新田 勝見 様

提出者 遠野市議会議員 佐々木 謙

賛成者 遠野市議会議員 小松 大成

同 安部 重幸

同 織笠 孝之

同 佐々木 大三郎

提案理由

解雇の自由化や労働者保護の規制緩和による雇用の不安定化などによる問題は、労働者保護を後退させ、格差社会を招くものであることから、国に対してこれらの規制緩和に反対する意見書を提出するものである。

解雇の自由化など労働者保護の規制緩和に反対する意見書

安倍政権は、いわゆる「アベノミクス」3本の矢の三つ目として、6月にも成長戦略を取りまとめ、その内容を骨太方針に盛り込むことを予定して、政府の経済財政諮問会議や産業競争力会議、規制改革会議での議論が進められている。

その中では、持続的な成長を実現するためには、労働市場改革や雇用制度改革が必要不可欠であるとして、「雇用維持型の解雇ルールから労働移動型ルールへの転換」をうたい、「限定性社員」の導入、解雇を原則自由にするような労働契約法の改正、再就職支援金を支払うことで解雇できるルールづくり（解雇の金銭解決制度）などが提案されている。また、一定の年収以上の人について、労働時間を管理しなくても良い「ホワイトカラー・イグゼンプション」の

導入や派遣法のさらなる緩和、労働時間規制緩和なども取り上げられている。

「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、違法な解雇であっても、労働者は職場に戻れなくなってしまう。また、「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入によって、何時間残業しても残業代が支払われなくても良くなる。どれだけ働いても、残業代が支払われなくなるだけでなく、実労働時間が把握されなくなり、過労死にもつながる長時間労働に拍車がかかりかねない。派遣法を規制緩和の方向に舵を切めることは、派遣労働者の雇用不安定を、またもや増大させることにつながりかねない。

「成長戦略」の名のもとに、働く者の雇用をおびやかすような労働者保護の規制緩和（解雇規制や労働時間規制などの緩和）をすることは認められない。

しかもこうした論議が行われている「産業競争力会議」や「規制改革会議」などは、使用者側を中心とした人員で構成されており、労働者側のメンバーは一人も含まれていない。労働者・労働組合の意見や利益を代弁する立場にある者抜きに、労働の現場や実態を全く知らない使用者の論議で議論が進められている。

今我が国に求められているのは、不安定雇用の過酷な長時間労働の撲滅、是正、労使の労働条件を実質的に見て、対等に決定できる仕組みの構築である。またブラック企業といわれるような労働関係法規を遵守しない使用者に法の遵守を徹底的にさせる仕組みの構築である。更には、労働法を国民社会に浸透させるための学校、地域、職域、その他で行われる労働者教育を推進する施策の構築である。労働者保護を後退させ、格差社会を拡大させる姿勢は極めて問題であり、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことなど決して許されるものではない。

記

1 使用者側に立った法制度ではなく働く人の立場に立った、本来の労働者保護の法制度と理念を維持すべきであること。

2 労働者保護の規制緩和について、成長戦略

（6月まとめ予定）には盛り込まず、働く人の代表を含めて議論のやり直しを行うこと。

3 人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件を実現できるこれらの施策の構築のための議論を行い、その実現がされるべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見
提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様

日程第12 発議案第7号「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書の提出について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第12発議案第7号原発事故・被災者支援法に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番佐々木譲君。

〔15番佐々木譲君登壇〕

○15番（佐々木譲君） 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書の説明を行います。

平成24年6月21日に超党派の議員により提案された「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称が、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が、衆議院本会議において、全会一致で可決成立しました。

この支援法は、一定の線量以上の放射線被ばくが予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を被災者が自らの意志によって行うことができるよう、国が責任を持って、支援しなければならないと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には、国の避難指示のある・なしにかかわらず、移動・住宅・就学・移動先自治体による役務の提供を、

避難しない方には、医療・就学・食の安全・放射線量の低減・保養を支援すること、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

しかし、法の条文には、「支援対象地域」の具体的な範囲設定についてはうたわれていない。また、本法律は総じて理念法の色彩が濃く、直ちに予算措置の裏づけを持った個別施策が実施されるわけではない。支援施策の詳細についても定められていない。

本法律の理念を実現する上で、一日も早く「基本方針」を策定することが不可欠であり、「基本方針」策定の過程においては、被災者・避難者らの直面する困難な状況に対して真摯に耳を傾け、被災者・避難者らの参加を実現し、本当に必要な施策がなされるような配慮が必要である。

一人ひとりの被災者、特に子どもたちに対する具体的な支援施策の早期実施と充実が求められている。にもかかわらず、「基本方針」はいまだ策定されておらず、具体的施策を実施するための予算措置も講じられていない。

記、1、公衆の追加被曝限度である、年間1ミリシーベルトを超える放射線被曝を余儀なくされている地域全体を「支援対象地域」とすること。2、原発事故によって、これまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々の力になるよう、基本方針を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性ある具体的な支援策を早期に実施すること。3、健康被害の未然防止の観点から、定期的な健康診断や医療費の減免に関する規定の実施を早期に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

平成25年6月14日、岩手県遠野市議会議長 新田勝見。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、原子力経済被害担当大臣、復興大臣宛てでございます。

○議長（新田勝見君） これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第7号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第7号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年6月11日

遠野市議会議長 新田勝見様

提出者 遠野市議会議員 佐々木 譲

賛成者 遠野市議会議員 小松大成

同 安部重幸

同 石橋達八

同 織笠孝之

同 佐々木大三郎

同 菊池巳喜男

同 萩野幸弘

提案理由

原発事故にこれまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々の力となるよう、基本方針を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性ある具体的な支援策の早期実施、健康被害の未然防止のため、定期的な健康診断や医療費の減免に関する規定の実施を早期に行うことを国に求める意見書を提出するものである。

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

平成24年6月21日に超党派の議員により提案された「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が、衆議院本会議において、全会一致で可決成立した。

この支援法は、一定の線量以上の放射線被ばくが予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を被災者が自らの意志によって行うことができるよう、国が責任を持って、支援しなければならないと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には、国の避難指示のある・なしにかかわらず、移動・住宅・就学・就業・移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には、医療・就学・食の安全・放射線量の低減・保養を支援すること、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

しかし、法の条文には、「支援対象地域」の具体的な範囲設定についてはうたわれていない。また、本法律は総じて理念法の色が濃く、直ちに予算措置の裏づけを持った個別施策が実施されるわけではない。支援施策の詳細についても定められていない。

本法律の理念を実現する上で、一日も早く「基本方針」を策定することが不可欠であり、「基本方針」策定の過程においては、被災者・避難者らの直面する困難な状況に対して真摯に耳を傾け、被災者・避難者らの参加を実現し、

本当に必要な施策がなされるような配慮が必要である。

一人ひとりの被災者、特に子どもたちに対する具体的な支援施策の早期実施と充実が求められている。にもかかわらず、「基本方針」はいまだ策定されておらず、具体的施策を実施するための予算措置も講じられていない。

記

- 1 公衆の追加被曝限度である、年間1ミリシーベルトを超える放射線被曝を余儀なくされている地域全体を「支援対象地域」とすること。
- 2 原発事故によって、これまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々の力になるよう、基本方針を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性ある具体的な支援策を早期に実施すること。
- 3 健康被害の未然防止の観点から、定期的な健康診断や医療費の減免に関する規定の実施を早期に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見
提出先

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 平田 健二 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
原子力規制委員会委員長 茂木 敏充 様
復興大臣 根本 匠 様

日程第13 発議案第8号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第13、発議案第8号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番小松大成君。

〔11番小松大成君登壇〕

○11番（小松大成君） 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を御説

明申し上げます。

平成22年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「全ての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調いたしました。次回2015年NPT再検討会議を前に、いま、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。しかし、それから3年になるいまも、核兵器のない世界を達成する道筋は、まだ見えていない。

米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9千発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状態を打開し、核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

いま核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、そのうえに核兵器禁止条約の交渉を開始できる要件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐって、軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段として武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでも極めて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議にむかって核兵器のない世界への行動が直ちに

開始されるよう、当面する第2回準備委員会を始め、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その実現のための行動を提起するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日、岩手県遠野市議会議長 新田勝見。提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣。

以上、御提案申し上げます。議員の御賛同をお願いします。

○議長（新田勝見君） これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第8号については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第8号

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年6月11日

遠野市議会議長 新田 勝見 様

提出者 遠野市議会議員 小松 大成

賛成者 遠野市議会議員 菊池 充

同 多田 誠一

同 石橋 達八

同 荒川 栄悦

同 菊池 由紀夫

同 菊池 巳喜男

同 瀧澤 征幸

同 菊池 邦夫

提案理由

2015年NPT再検討会議にむかって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、当面する第2回準備委員会を始め核軍縮・廃絶と安全保障に関わる諸機関で日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その実現のための行動を提起することを国に求める意見書を提出するものである。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

平成22年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「全ての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、いま、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。しかし、それから3年になるいまも、核兵器のない世界を達成する道筋は、まだ見えていない。

米口間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9千発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開

発の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状態を打開し、核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

いま核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、そのうえに核兵器禁止条約の交渉を開始できる要件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる、軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段として武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでも極めて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議にむかって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、当面する第2回準備委員会を始め、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その実現のための行動を提起するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見 様
提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 新藤 義孝 様

外務大臣 岸田 文雄 様

日程第14 発議案第9号少人数学級の定数改善と義務教育費国庫負担制度2分

の1復元を求める意見書の提出について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第14発議案第9号少人数学級の定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。教育民生常任委員長、菊池巳喜男君。

〔教育民生常任委員長菊池巳喜男君登壇〕

○教育民生常任委員長（菊池巳喜男君） 改めまして、発議案第9号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、教育民生常任委員会に付託されました請願の審査の結果、採択を受けて提出するものであります。

以下、提案理由を御説明いたします。一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応や特別な支援が必要な子どもや不登校、いじめなどの課題に対応できるよう30人以下学級を推進するとともに、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書を、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣及び総務大臣に提出するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新田勝見君） これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

〔参 照〕

発議案第9号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

遠野市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成25年6月11日

遠野市議会議長 新 田 勝 見 様

提出者 遠野市議会教育民生常任委員会
委員長 菊 池 巳 喜 男

提案理由

一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応や特別な支援が必要な子どもや不登校、いじめなどの課題に対応できるよう30人以下学級を推進するとともに、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書を提出しようとするものである。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

35人以下学級について、小学生1年生、2年生以外は35人以下学級の拡充への予算措置がされていない。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとり
の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっ
ている。また、新しい学習指導要領が本格的に
始まり、授業時数や指導内容が増加している。
日本語指導などを必要とする子どもたちや障害
のある子どもたちへの対応等も課題となってい
る。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化
している。こうしたことの解決に向けて、計画
的な定数改善が必要である。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会
均等に一定水準の教育を受けられることが憲法
上の要請である。しかし、教育予算について、
GDPに占める今日区費の割合は、OECD加
盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下
位となっている。また、三位一体改革により、
義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の
1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を
圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに
みられるように、教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子
どもたちへの教育は極めて重要である。子ども
や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・
創出から雇用・就業への拡大につなげる必要が
ある。

こうした観点から、平成26年度政府予算編成
において下記事項の実現を強く求めるものであ
る。

記

1 少人数学級を推進すること。具体的学級規
模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を
整備するため、30人以下学級とすること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るた
め、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2
分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出する。

平成25年6月14日

岩手県遠野市議会議長 新 田 勝 見
提出先

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

内閣官房長官 菅 義 偉 様

文部科学大臣 下 村 博 文 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
総務大臣 新 藤 義 孝 様

日程第15 議員派遣について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第15、議員
の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となってお
ります議員の派遣については、会議規則第167
条の規定のより、お手元に配付しております資
料のとおり、第51回知事を囲む懇談会のため、
議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。
よって、第51回知事を囲む懇談会に議員を派遣
することに決しました。

閉 会

○議長（新田勝見君） 以上で、本日の日程は、
終了いたします。

これにて本日の会議を閉じ、平成25年6月遠
野市議会定例会を閉会いたします。御苦労さま
でした。

午後2時40分 閉会